

一般国道191号改築工事（広島県山県郡戸河内町地内）及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成15年3月19日に広島県より申請のあった一般国道191号改築工事（広島県山県郡戸河内町地内）及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、一般国道191号改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2項に掲げる一般国道に関する工事であり、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事に伴う附帯工事として、本体工事の一部である擁壁及び排水路の設置工事のために必要な土地を掘削するものであり、本体工事に欠くことができないものであることから、同条第35号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、一般国道191号（以下「本路線」という。）における広島県山県郡戸河内町字下土居地内から同町字端詰地内までの延長1,560mの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築工事であるところ、本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、広島県が管理を行うものである。

よって、広島県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間を対象として道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第3種2級の規格による2車線のバイパス道路を整備する道路改築工事である。

本件区間に対応する現道は、一級河川太田川水系太田川と急峻な山に挟まれた幅員約5.5m～7.0mの狭小区間が約1,300mも連続し、河川の湾曲に沿って屈曲して見通しが悪く、大型車両や路線バスのすれ違いに支障をきたしている。また、通学路等として利用されているにもかかわらず、歩車道の区別がないため、歩行者の

安全な通行が著しく阻害され、平成13年度においては、40件もの交通事故が発生している。

本件事業の施行により、片側に歩道を備えた道路幅員10.25mの線形が良好な2車線道路が整備されることから、安全で円滑な交通が確保されるとともに、山陰、山陽間の物資輸送力の向上、地域住民の日常生活及び生産活動の発展に寄与するなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、一般国道の改築事業であり、その車線数が2車線であることから、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等の対象事業となっていない。

しかしながら、起業地の近辺に民家が点在することから、特にトンネル工事における騒音、振動の影響が考えられることから、起業者は、トンネル抗口部に防音扉を設置する等により騒音、振動を抑制する対策を講じることとしている。また、起業地及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)」に基づき指定された希少野生動植物、及び「広島県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブックひろしま)(平成7年)」による絶滅危惧種は確認されていないことからすると、本件事業の施行により生活環境、自然環境に与える影響はほとんどないと見込まれる。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 代替案比較による路線決定について

また、本件区間において道路の改築方法としては、本件事業の手法のほか、

現道拡幅案

屈曲の大きい箇所をトンネルで抜けた後現道を拡幅する案(現道拡幅・バイパス案)

太田川右岸バイパス案(対岸バイパス案)

が考えられる。

の現道拡幅案は、現道が連続した屈曲箇所であるため、線形の是正を図るためには山側を大幅に掘削するか、又は川側に大幅に張り出す必要がある。山側を掘削する場合には、用地取得面積が増大するとともに長大な切土法面が生じることから施設完成後の維持管理において困難をきたすこととなり、川側に拡幅する場合には、河川環境に多大な影響を与えることとなる。また、本路線以外に迂回路となる道路が存しないことから、いずれの場合にも工事期間中片側交互通行が余儀なくされ、長期の通行規制は社会的影響が大きい。

の現道拡幅・バイパス案は、トンネル終点側坑口部で本路線に接続する県道を通行止めにする必要が生じ、社会的影響が大きい。

の対岸バイパス案は、農地の潰れ地面積が最も多くなり、住家等の移転も要するため、地域住民に与える影響が極めて大きい。

以上のように、自然環境、地域社会への影響及び事業の経済性から総合的に比較すると、本件事業の手法が最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した

結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の手法は代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件区間に対応する現道は、大型車や路線バスのすれ違いに支障をきたし、歩車道の区別がないため歩行者は危険にさらされ、平成13年度においては、40件もの交通事故が発生しており、そのうち人身事故が約半数も占めている。しかも、過去5年間の交通事故件数は上昇傾向にある。

また、沿線自治体で構成される国道191号線(益田・広島間)改良整備促進期成同盟会から本件事業の早期完成に関する要望がある。

これらのことを踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令の規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事(通常の利用を妨げない深度にあるトンネルの部分を除く。)により半永久的に設置される施設の用に供する範囲にとどめられており、使用の範囲も本体工事として実施する通常の利用を妨げない深度にあるトンネルの用に供する範囲並びに擁壁及び排水路設置工事に必要となる土地の掘削のため工事中一時的に使用する必要最小限の土地の範囲に限られていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4において述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。